

# 姫路港旅客船等関係事業者業務連絡会則

# 姫路港旅客船等事業関係者業務連絡会会則

## 第1条（名称）

本会は、「姫路港旅客船等関係者業務連絡会」と称する

## 第2条（目的）

本会は、姫路港飾磨区第1区を出入港する旅客船及び貨物フェリーの安全運航を促進し、海難防止を図るため及び緊急時の即応体制の確立を資するため、運航管理担当者と相互に意見及び情報を交換するとともに密接な連携を図ることを目的とする

## 第3条（業務）

- 1 旅客船及び貨物フェリー事業者に伴う海難防止を図るための会員相互の連絡、情報交換及び関係官庁との連携
- 2 その他本会の目的を達成するために必要な業務

## 第4条（会員）

本会の会員は、姫路港飾磨区第1区を出入港する旅客船及び貨物フェリー事業者で本会の趣旨に賛同する者（以下「事業者会員」という。）で別紙に掲げる者をいう。

## 第5条（役員）

本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

## 第6条（役員選任）

役員は、事業者会員の中から選出する

## 第7条（役員の任期）

- 1 役員の任期は、3年とする 但し、再任を妨げない
- 2 役員は、就任し、又はその任務が満了しても後任者が就任するまでは、引き続き、その職務を行うものとする
- 3 補欠により就任した役員の任期は、残任者の在任期間とする

#### 第8条（役員の職務）

- 1 会長は、本会の議事及びその他の会務を統括する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務に当たる

#### 第9条（業務連絡会）

- 1 本会の目的を達成するために次の業務連絡会を開催する
  - (1) 定期 原則として年2回
    - イ) 夏季多客期前（6月～7月）
    - ロ) 年末年始多客期前（11月～12月）
  - (2) 臨時 会長が必要と認めたとき
- 2 本会の座長は、会長又は会長が予め指名した者がこれに当たる

#### 第10条（事務局）

- 1 本会に事務局を置き、会長が事務局長1名を指名する
- 2 事務局長は、役員を助け、会務を掌理し関係官庁との連絡調整に当たる

#### 第11条（構成）

本会は、次の出席者により構成する

- (1) 事業者会員は、運航管理担当者及び所属船舶乗組員の中から、その都度出席者を指名（複数可）するものとする。
- (2) 会長は、本会の効果を上げるため必要と認めるときは、会員以外のものを出席させることができる

#### 第12条（会計）

本会の経費は、必要に応じてその都度徴収するものとする

#### 第13条（会則の変更）

本会則は、事業者会員の決議のよって変更することができる

#### 付 則

この会則は、平成27年12月9日から施行する

## 事業者会員

- 家島貨物株式会社
- 幸運丸海運有限会社
- 高速いえしま株式会社
- 小豆島フェリー株式会社
- 有限会社高福ライナー
- 輝観光
- 姫路市家島事務所
- 坊勢貨物株式会社
- 坊勢汽船株式会社
- 坊勢渡船有限会社